

災害時における人権

問 本庁舎人権推進課 (43 番窓口) TEL 0857-30-8071 FAX 0857-20-3945

「災害」が起こった時、一人一人の人権が守られるためにどのようなことが大切でしょうか。私たちの「人権」と「災害」について考えましょう。

災害に備えて

近年、豪雨による水害など大きな災害が立て続けに発生しています。本市でも、令和5年8月の台風第7号により甚大な被害が発生しました。

災害が発生した時は、一人一人の安全と命を守る行動が重要です。そのためにも、日頃から町内会の行事として防災訓練や啓発活動を行ったり、配慮が必要な人への理解や必要な支援を確認したりして、地域のつながりを強化し、災害時に協力して助け合えるようにしておくことが大切です。

災害と人権

避難時や避難生活では、正しい情報を把握することが求められます。情報が伝わらないと、避難時や避難生活がよ

り厳しく困難な状況になります。特に、高齢者、障がいのある人、子ども、妊産婦、日本語の理解が困難な人などへの情報伝達はより重要です。これらの人々も安心して避難生活を送れるよう、その特性に配慮した食料や日常生活用具・機器の確保、避難所におけるスペースの確保などを考慮する必要があります。

災害時には、避難所での生活に伴うプライバシーの侵害や風評被害による差別的取り扱いなど、さまざまな人権問題が起きます。このような人権問題を未然に防ぐためには、過去の災害から学び、行政だけでなく地域においても、災害時に一人一人の命を守るために必要なことについて考え、備えることが求められます。

本市の取り組み

本市では、災害時に必要な情報を伝えるため、鳥取市防災アプリを活用しています。本アプリには、耳が聞こえない人や聞こえにくい人、日本語の理解が困難な人などの配慮が必要な人も情報を得られるような機能や、9カ国語対応機能を搭載しています。また、避難者のプライバシーに配慮するためのパーティションや、健康や環境衛生対策のための簡易ベッド、簡易トイレなどの資機材の備蓄を進め、避難者が安心して避難所の環境改善に取り組んでいます。



パーティションでプライバシーを確保



支え愛マップを作成しています

そして、避難行動要支援者支援制度や、災害時に手助け・声かけを必要とする人、声かけができる人などの情報が書き込まれた地図である『防災福祉マップ（支え愛マップ）』の作成を通じて、市民が互いに助け合える地域づくりを推進しています。

他にも、災害時に人権侵害が起こらないよう教育・啓発を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

災害はいつ起きるか分かりません。誰もが必要な支援を受けられる体制をつくること、市民のみなさんの大切な命と人権を守ることに繋がります。